

## Philinter Education Center 学校規定

### I. 学校規定

- ✓ アルコール、及び爆発物、ナイフ、可燃性ガスおよび液体、銃、凶器といった危険物の持ち込みを固く禁ずる。（手荷物の検査を学校ゲートで行います）
- ✓ 窃盗、破壊、暴力的行為、婦女暴行は禁止。
- ✓ 授業後、許可なく校舎に立ち入ることは禁止。（校舎は午後6時に閉校します）
- ✓ 学校登録時持病やアレルギーがある学生は必ず当校へ報告すること。
- ✓ 学生は服装規定に従い、校舎内に居るときは常にIDを身に付けて下さい。
- ✓ 服装規定に従うこと(ホットパンツやミニスカート、タンクトップ等は認められません)
- ✓ 授業中のエチケット
  - 適切な服装で授業を受けること。
  - 個人的な衛生管理はとても重要です。発汗や口臭に気をつけて下さい。
  - 授業中に携帯電話を使用することはできない。通常授業の間は、電源を切るかサイレントモードにすること。
  - 教師の呼称は、名前の前に” teacher” をつけ、適切な礼儀を備えて授業に臨むこと。
  - 他国の文化を尊重し、宗教、政治、戦争といった敏感な話題は慎むこと。
  - クラスを独り占めすることなく、他の学生にも発言の機会を与えること。また、他学生の発言に関して、侮辱することは控えること。
  - 許可なしに他人のものに触れないこと。
- ✓ 門限規定
  - ・門限規定を遵守すること。（門限時刻：日曜～金曜 午後10時、土曜及び祝日の前日：午前12時）
  - ・3進アウト実施：1次警告、2次警告、3次警告(返金なし)
- ✓ 外出規定
  - ・定期日程時間には外出禁止(午前8時-午後5時),ただし、郵便局および銀行業務の場合、事務所に来て「Gate Pass」作成後許可をもらった後に外出可能。
  - ・外出時必ず学校の正門にある外出記録帳に記入およびIDカード/部屋の鍵をガードに渡す。
  - ・個人的に外出し、起きた事故に対し本校では一切責任を負わない。
- ✓ 外泊規定

- ・金曜から日曜まで外泊可能、金曜日の午後5時までに事務所にきて外泊申請書と安全事故同意書を提出すること。

- ・門限時間以降～翌日午前6時の間に帰宅した場合（10pm-6am, 12am-6am）、門限違反とみなす。

- ・原則的に、平日の外泊は認めない。家族訪問等の場合は、マネージャーに相談の上特別許可書をもらうこと。

- ・個人的に外泊し、起きた事故に対し本校では一切責任を負わない。

#### ✓ 喫煙規定

- ・校内にある喫煙スペースでのみ喫煙可能。

- ・校舎内及びドミトリー内で喫煙することは固く禁ずる。喫煙し警告処分

#### ✓ 校内で騒がない。10時以降騒いだり大声を出した場合警告処分。

#### ✓ 食事時間遵守および食器類の持ち出し禁止

- ・食事時間：朝食(午前7時～午前7時40分)、昼食(午前11時半～午後12時10分)、夕食(午後5時30分～午後6時10分)

- ・指定された食事場所以外での食事は禁止、外部の食器類（箸やスプーン、食器、コップなど）持ち出し禁止（発見時罰金500ペソ及び警告処分）

#### ✓ 洗濯サービス規定

- ・一週間以内に2回(男性 火/金曜日、女性月/木曜日)は可能で、売店内のランドリーに預ける。

- ・運営時間：午前9時～午後5時(但し、昼休みは申請不可)

- ・洗濯物を取りに行く際は、売店の運営時間によっていつでも取りに行くことができる。(売店運営時間：8時～11時、状況によって多少の変動あり)

- ・高価な衣服などは預けず、手洗いすること。(変形または脱色時本校では一切責任を負わない。)

#### ✓ プール使用規定

- ー利用時間：月曜～金曜7pm-9pm 土曜1pm-9pm 日曜・祝日8am-9pm (9時以降にプールを利用する場合状況によっては警告、退学処分となる)

- ープールに入る前のシャワー及び水着、水泳帽の着用が必須。

- ー飛び込みやその他危険行為は禁止。

- ープール使用後は、必ずタオルで体を拭いてから寮に行くこと(安全のため)

- ー15歳未満は救命具を着用、飲酒または食事後すぐには泳がないこと

- ープールの管理及び運営状況によってプール使用禁止となる場合がある(例：清掃など)

- ✓ インターネット及びコンピューター使用規定
  - ・寮の室内室外でWifi使用可能。(暗号なし)
  - ・図書室は、リサーチ、ネットサーフィン、メールチェックのための公共のコンピューター使用可能(現在3台)(チャット、ゲームなど別目的での使用は禁止)
  - ・全体のネット速度に影響をする映画、ドラマなどのダウンロード禁止
  - ・授業中に授業と関係のないメールチェック、Facebook、Youtubeなどの使用禁止
- ✓ 学校及び寮施設の使用禁止
  - ・学校及び寮の施設は大切に使用し、故障や破損時必ず担当者及びオフィスへ報告すること。
  - ・落書き、釘打ち、テープやボンドなどの接着剤使用禁止(特にJuniorの落書きには注意すること)
- ✓ 定期害虫駆除
  - ・毎月2回(毎週2週間目/4週間目)午後1時から午後4時まで学校及び寮の害虫駆除実施(現地の状況によっては変更になる場合もあり。)

## II. 学事規定

- ✓ 授業スケジュールと教師の割り当ては入学やオリエンテーションを終了後、レベルテストの結果をもとに行われする。
- ✓ 正規授業は、基本月曜日から金曜日まで週5日とする。
- ✓ 授業と教師の変更は、学校の授業の変更規定(毎週1回の変更を原則、金曜日の午後5時まで授業変更申請書を作成し提出)に従い順次に行い、アカデミックスケジュール担当と相談後変更することができる。
- ✓ 教材は、本校で提供している教材を使用することを原則とし、教材の変更を希望する場合アカデミック担当者とマネージャーと協議し変更することができる。
- ✓ 研修中に、担当講師の退職または労使紛争、学生側の問題(例えば、授業不参加、態度不良など)などの理由で授業ができない場合、他の講師に授業が変更することができる。
- ✓ 授業や夜間学習時に決められた時間を遵守する。また、授業開始15分が経過すると、授業が自動的にキャンセルとなり、欠席として処理される。(遅刻2回で欠席1回と見なす)
- ✓ 体調が優れないという理由で授業に参加できない時には、必ず担当者に連絡し、常習的な遅刻や無断欠席は、エージェントや家族に通知およびこれに対する適切な措置がなされる。(欠席確認書提出が必要)
- ✓ 週2回無断欠席した場合、そのクラスは、4週間分授業が削除され、これは、該当授業が正常に進行し、授業への参加率を高めるための趣旨である。

- ✓ 臨時祝日を含むフィリピンの休日には授業がなく、このための補習は行われたい。
- ✓ 全体研修期間中にすべてのテスト参加と出席率90 %以上の該当者のみ修了証が発行される。
- ✓ 学校内では英語のみ使用可能であり、（ English Only Policy ） 、違反時の規定に基づいてEOPキャンペーン、有料と退室措置される。（ただし、国別の対応マネージャーと相談する場合は、例外）
- ✓ 一定期間レベルが向上しない者、前月と比較しレベルがかなり落ちた者、頻繁に遅刻や課題未提出など授業態度がよくない者は、外泊や外出が制御されたり、別の課題を与え夜間学習を行う。
- ✓ 毎月実施するプログレステスト（ Progress Test ） は必ず受ける必要があり、これを破った場合、その学生の授業はすべて削除および変更することができる。
- ✓ カリキュラムとコースの場合、本校は、いつでも変更する権利を持っている。

### III. 寮規定

- ✓ 部屋の割り当てを決定する権利は本校にあり、すべての学生は入寮後は決まった部屋で生活しなければならない。
- ✓ 各部屋に備えられた備品は、当校の財産であるため、学生が任意に取得したり、場所を移動することができない。
- ✓ 貴重品や所持品は、個々でしっかり管理すること。紛失物について当院は一切の責任を負わない。
- ✓ 石鹸、歯磨き粉、歯ブラシ、タオル、トイレトペーパー、乾電池などの生活必需品は自己負担とする。
- ✓ 正規学生以外の部外者の寮内出入りを禁じる。（お客様の訪問は、マネージャーの許可を得て行われ、部屋に入ることはできない。）
- ✓ 他の学生の学習と睡眠を妨害する行為を禁止する。（公共の場などで騒がないこと）
- ✓ 火災予防のために寮内での調理は絶対に禁止、簡単な飲み物とスナックの飲食は可能である。
- ✓ 電気（エアコン、ケーブルTV 、電灯） 、水道など、設備使用において省エネを生活化する。
- ✓ 異性部屋出入りは絶対に禁止し、用事がある場合は、管理者または寮ガードにお願いし処理する。
- ✓ 寮施設及び物品に関する問題発生時寮担当者に尋ねるか、リクエストスリップ（ Request Slip ） を使用して提案する。
- ✓ 寮清掃は1週間に1 ～ 2回を原則とし、紛失事故防止のために寮の担当者の監督の下で進行する。
- ✓ 寮内喫煙は禁じ、指定された喫煙場所でのみ喫煙が可能である。（摘発時警告および退学

措置)

- ✓ シーツや布団の交換は2週間に1回を原則とし、必要に応じてリクエストスリップを使用し要求する。
- ✓ 部屋の鍵紛失時の寮担当者とマネージャーには即時に通知する。(罰金1000ペソ)
- ✓ 寮保証金は退室時に問題がない場合、電気代控除後返金される。(4週間あたり1,800ペソ、4週間あたり65kWhを超えた場合、kWhあたり15ペソが加算されます)
- ✓ 航空事情で1泊延泊は料金1,000ペソが加算される。(ただし、現地の寮事情、学生の授業や生活態度に応じて異なります)

#### IV. 警告及び退学処置規定

- ✓ 警告

- ー門限違反

- ー許可なく部外者を校内やドミトリー内に連れ込んだ場合

- ー制限区域を開ける鍵を無断で所有、そして/または鍵の使用

- ー校内にアルコールを持ち込もうとすること

- ー室内等、喫煙所以外での喫煙

- ー10時以降、大声で騒ぐこと(他学生への配慮を怠らない)

- ーその他学校規則に基づく類似事項

- ✓ 退学処分(返金なし)

- ーカジノやギャンブルへの出入り

- ー窃盗

- ー門限時間以降の外出

- ーインターネット上での誹謗中傷

- ー学校の名誉毀損

- ードミトリー内での異性部屋の出入り

- ー学校の資産に損害を与え、それを報告しなかった場合(資産と同等の費用/修理費用は学生負担となる。また、学校側は損害賠償請求可能)

- ー講師との交際(講師は退社処置)

- ードラッグ、向精神薬物質の摂取、校内での飲酒

## V. 登録及び延長規定

- ✓ 登録金は15,000円、入学契約後は、返金不可。
- ✓ 入学後、各エージェントを通して、海外保険の申請及び航空券を予約する。
- ✓ 学費は、授業料と宿泊費がすべて含まれた金額である。
- ✓ 学費は、開講日を基準とし3週間前までに支払うこと。入学許可証は料金支払い後発行する。
- ✓ 二つのコース履修（例General ESL 8週+IELTS8週）することができ、IELTS/TOEIC/BUSINESS/TESOLは開講日に合わせて申請すること。
- ✓ 学生は必ず、契約最終日には学校を退校しコース開始日及び、終了日については、入学申込書に記載のある日付を遵守する。
- ✓ ESL過程は、特別入学条件はないが、IELTS/TOEIC/Business/TESOL/Junior ESL過程は入学前のレベルテストを通過しないと受講することができない。コースごとに必要条件が相違するため詳細は、各コース別に入学条件を確認すること。
- ✓ IELTS, TOEIC, TESOL、ビジネスコースに申し込む学生は、以下の入学レベル基準を満たさなければならない。
  - -IELTS -301P , TOEIC -301P, Business -301P and TESOL-401
  - -IELTS-301 TOEIC-301 Business-301 TESOL-401
- ✓ Junior ESL コースに申し込む場合は、両親もしくは保護者も同じく授業を受けなければならない。保護者の授業をJUNIORへ譲渡することはできない。
- ✓ Junior ESLコースは、少数定員制で運営され、入学テストのジュニアレベルが301以上の学生にだけ受講資格が与えられる。また、コース指定開講日に合わせて入学しなければならない。
- ✓ 学生は、適切な服装、授業態度で受講し、課題をしっかりと遂行すること。問題がある学生は、問題に対し、学校側の権限により処罰する。
- ✓ TESOLコースは、イギリスのインテソルコースとして行われ、終了証はイギリスのTESOL本校にて発行される。またTESOL資格を受領後2週間フィリッパターまたはフィリッピン私公立の学校で実習できる機会を提供する。
- ✓ 登校では、クォーター制度として韓国人30%、日本人40%、その他30%(台湾、中国、ベトナム、タイなど)とし、国籍別入学人数を制限する。
- ✓ 学校の建物への出入り及び授業を受ける際には必ずIDを着け、服装規定に従うこと。万が一規則を破った場合は、学校の建物への出入り及び授業への参加ができなくなる可能性あり。
- ✓ 授業の出席率が90%に満たない学生は、コースの修了証書の発行不可。

- ✓ 持病または、身体に特別な事情を抱えている場合は学校に報告すること（例 アレルギー、病気/疾患、身体的不自由）
- ✓ 入学前に、学校の条件、ポリシー、ルール、規則すべてに同意し遵守すること。
- ✓ 延長を申請する場合は、遅くとも卒業日の4週間前までに学校マネージャーに相談すること。延長費用は、延長授業開始日の2週間前までにお支払う。

## VI. 返金規定

### \*出国前

- － 出発3週間前：入学金を除いた100%返金
- － 出発2週間前：入学金及び、1週間分の授業料+宿泊料金を差し引いた金額
- － 出発1週間前：入学金及び、2週間分の授業料+宿泊料金を差し引いた金額
- － 研修期間が4週間未満：入学金及び総支払額の30%を差し引いた金額。

### \*研修開始後

- ✓ 一週間以内に留学を取り止める場合 一週間を除いた残りの期間の授業料+宿泊料金の70%を返金する。（ただし、残りの期間が4週未満の場合返金は一切なし。）
- ✓ ーコースを変更する場合は、コース開始後一週間以内に変更しなければならない。この期間を過ぎるとコース変更による差額に対する返金不可。
- ✓ 期間短縮をする場合 授業開始日を基準として1週間以内に決定しなければならず、残りの研修期間の学費(授業料+宿泊費)に対する70%が返金となる。研修開始後4週間を過ぎてから期間を短縮する場合は、授業料に対する返金はなく、宿泊費の50%が返金となる。（ただし、残りの研修期間が4週間未満の場合は授業料と宿泊料金に対する返金不可。）
- ✓ 本人の疾病または両親、兄弟、配偶者や子どもの突然の訃報で、研修をキャンセルする場合は、残りの在籍期間の60%が返金される。ただし、死亡証明書もしくは何らかの医療証明書の提出が必要。
- ✓ 返金を申請する場合は、必ず現地の返金申請書で書面で提出すること。
- ✓ すべての返金費用は30日以内に処理され、各エージェントを通して学生に返金。
- ✓ 事前申告なしに開講日から3週間授業を欠席した場合支払った金額に対し一切返金不可。
- ✓ 入学日以降に学校へ到着し、授業を欠席した分に対しては一切返金はなく、欠席した授業に対する補修授業を一切提供しない。
- ✓ 学校規則違反により退学処分となった場合、返金は一切なし。
- ✓ 学生の個人的な事情で研修を中断する場合、中断する日からすべての契約が終了となり返金規定に伴い返金され、その後授業と寮の処置に対する権限は学校側にある。

- ✓ フィリピンの休日または臨時休日には授業が行われない また、祝日は学校の施設利用に制限がある場合があり、休日に対する返金及び振り替え授業はない。

## VIII. 免責事項及び権限

- ✓ 自然災害や天災、戦争、突発的な事態、航空の遅延やキャンセル、または不可抗力によりサービスを提供できない場合当校またはその代理人は、損害賠償や、一切の責任を負わない。
- ✓ 本校の事前の許可なしに行われた行動のための人命の損失、損害、被害等については、当校は一切の責任を負わない
- ✓ 学校やその他の外部（外出や旅行の時）で発生するすべての事故や紛失、病気には、学生本人に責任があり、当校は一切の責任を負わない
- ✓ 学生登録時に義務的に加入した留学生保険や旅行保険の補償範囲内でのみの補償受けることができ、本校側の追加補償はない。
- ✓ 本校は、為替レートや増税、その他の政府の法律の規定または登校が制御することができない事由が生じた場合、価格を変動させることができる権限を有し、研修生たちのより良い教育の質の改善のために必要に応じて開始日、教科コースやプログラムを変動させることができる権利がある。
- ✓ 本校は、定められた学校の規則に違反した授業欠席、暴力、態度が悪いなど授業への関心がなく、勉学の雰囲気づくりに支障をきたす学生には注意や警告を与えることができ、数回にわたる注意や警告にもかかわらず改善されない場合は、退学させることができる権利がある。
- ✓ 本校は、不穏な目的のために学生をリードしたり、集会を開き、学校側に損害を与える場合は、その学生を警告なしにすぐに退学させることができる権限を持ち、被害額の損害賠償請求をすることができる。
- ✓ 学生に問題が発生し退校措置前後または返金時の学生の家と、各エージェントにその問題と結果を通知できる権利がある。